平成30年3月23日

厚木市内居宅介護支援事業所　管理者　様

厚木市長　小林　常良

厚木市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

条例について（お知らせ）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、厚木市介護保険事業の運営につきまして、御理解、御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、平成26年の介護保険法の一部改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されることとなり、別紙のとおり標記の条例を制定し、平成30年3月20日に公布しましたので、お知らせいたします。

このことにより、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が神奈川県から厚木市に移譲されますので、指定更新や事業内容の変更届等の事務につきまして、御留意ください。

なお、標記の条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下、「省令」といいます。）に準拠するものですが、相違する部分については、指定居宅介護支援の事業の申請者の資格を厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でない者とし、省令第29条第２項の規定する記録の保存年数の適用については、「２年間」を「５年間」としております。また、省令が一部改正され基準が別紙のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

今後、連絡等が頻繁に行われることが予想されますので、別紙により電子メールアドレスを御回答いただきますようお願いいたします。

また、居宅介護支援事業所向けの情報については、厚木市ホームページの以下の場所へ掲載しますので併せてご確認をよろしくお願いします。

〈掲載場所〉

厚木市＞くらし情報＞医療・保健・福祉＞福祉・介護＞介護保険＞居宅介護支援事業所関係

担当　福祉部介護福祉課介護給付係　亀井

電話　046(225)2240（直通）

FAX　 046(224)4599

E-MAIL 2230@city.atsugi.kanagawa.jp